

定例監査（小学校）の結果報告について

地方自治法第199条第1項、第4項の規定に基づく定例監査を尾花沢市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年11月24日

尾花沢市監査委員 丹川 弘 行

尾花沢市監査委員 笹 原 和 子

第1. 監査の対象、監査の期日及び執行委員

監査の対象	監査の期日	執行委員
尾花沢小学校	11月13日（月）	丹川 弘 行
宮沢小学校		笹 原 和 子
玉野小学校	11月14日（火）	

第2. 監査の範囲

令和4年10月1日から令和5年9月30日現在における財務事務及び関連事務事業の執行状況

第3. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

第4. 監査の実施内容

尾花沢市監査委員条例第4条第2項の規定により通知し、資料及び関係諸帳簿の提出を求めるとともに、施設管理状況を現場確認しながら関係職員の説明を聴取する方法により監査を実施した。

第5. 監査の結果

別添のとおり、一部に指摘事項が見られたので、適切な措置を講じられたい。

(別添) 監査の結果

【指摘事項】

「活力ある学校づくり事業」についての事務処理が、業務委託仕様書に沿った対応がなされていない。今後は、委託料としての市の支出のあり方についても検討されたい。

- (1) 業務委託仕様書では、注意事項としてその年度に在籍する子ども達のための事業費であるため、繰越金など不用額が出た場合には、事業計画及び収支予算の変更届を提出し減額することになっている。令和4年度末残金については不用額が出ているが、そうした対応がなされていない。
- (2) 昨年度も同様の指摘を行い、その対応として実施状況のチェックと実績報告書の添付資料の見直しが行われ、出納簿と通帳の写しを添付することになっているが、実績報告書の提出時に出納簿と通帳の写しは確認されていない。

(玉野小学校)